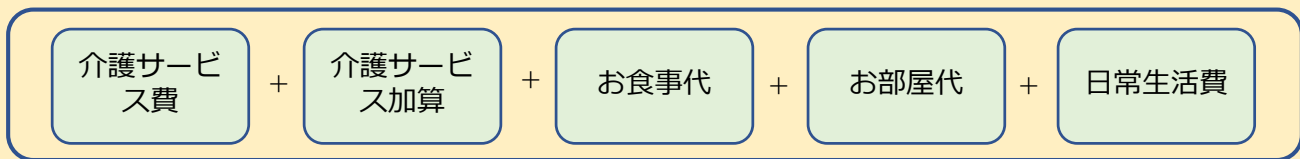


## 特別養護老人ホーム桃山園の利用料金

特別養護老人ホーム(特養)の利用料金は、介護保険法で定められた**介護給付費の自己負担**(利用者負担割合に応じて介護給付費の1割から3割)と**お食事代、お部屋代、日常生活費**(介護保険外)の合計額となります。

ご本人さま又は同一世帯の所得に応じて負担の減免が行われる場合もあります。

### 料金のイメージ



### 介護サービス費 (月30日の場合)

介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護3	22,290円	44,550円	66,810円
要介護4	24,420円	48,810円	73,200円
要介護5	26,520円	53,010円	79,500円

### 介護サービス加算

当園では下記の介護サービス加算を算定しております。

日常生活継続支援加算	看取り介護加算 I
看護体制加算 I □, II □	認知症専門ケア加算 I
夜勤職員配置加算 III □	褥瘡マネジメント加算 I, II
個別機能訓練加算 I, II	科学的介護推進体制加算 I
若年性認知症入所者受入加算	安全対策体制加算
外泊時費用	協力医療機関連携加算
初期加算	退所時情報提供加算
栄養マネジメント強化加算	高齢者施設等感染対策向上加算
経口維持加算 I	生産性向上推進体制加算 II
口腔衛生管理加算 I	介護職員等処遇改善加算 I
療養食加算	
配置医師緊急時対応加算	

### お食事・お部屋代 (月30日の場合)

お食事・お部屋代はご自身の負担段階により算定されます

負担段階	お食事代	お部屋代	
		4人部屋	個室
1段階	9,000円	0円	9,600円
2段階	11,700円	11,100円	12,600円
3段階①	19,500円	11,100円	24,600円
3段階②	40,800円	11,100円	24,600円
4段階	48,900円	25,650円	37,530円

### 高額介護サービス費

1か月に支払った利用者負担の合計額が負担限度額を超える場合に市町村から超えた分が払い戻されます。

区分	負担の上限
課税所得690万円(年収約1,160万円以上)	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収770万円)~課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税~課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方など	15,000円(世帯)

## 一カ月のご利用料金の概算額

30日間で、一般的な介護サービス加算を算定した場合のシュミレーション

お部屋	介護度	1割負担					2割負担	3割負担
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階		
四人部屋	要介護3	24,000円	37,800円	55,200円	76,500円	103,600円	119,000円	119,000円
	要介護4	24,000円	37,800円	55,200円	76,500円	106,000円	119,000円	119,000円
	要介護5	24,000円	37,800円	55,200円	76,500円	108,300円	119,000円	119,000円
一人部屋	要介護3	33,600円	39,300円	68,700円	90,000円	115,400円	130,900円	130,900円
	要介護4	33,600円	39,300円	68,700円	90,000円	117,800円	130,900円	130,900円
	要介護5	33,600円	39,300円	68,700円	90,000円	120,200円	130,900円	130,900円

\* 上記は、高額介護サービス費の申請を行い、償還払いとなった額を差し引いた金額を表示しております。  
ご利用料金について詳しくお聞きしたい方は、お問い合わせください。

## 用語の説明

利用料金の用語は介護保険独自の名称がつけられております。概略は下記のとおりです。  
詳しい内容は厚生労働省のホームページや新潟市のホームページなど記載されております。

### 介護給付費とは

介護給付費とは、ご本人さまがお持ちの『**介護保険証**』に記載された介護度に応じて定められた**介護サービス費**と、介護サービスを行うための体制等による**介護サービス加算**の合計となります。

### 利用者負担割合とは

ご本人さまがお持ちの『**介護保険負担割合証**』に記載された割合で算定されます。  
この割合は、ご本人さま又は同一世帯の前年の所得に応じて決まり、介護給付費の1割から3割の負担となります。

### お食事料金・お部屋代の金額

ご本人さま又は同一世帯の所得や預貯金額に応じてきまります。  
これもご本人様がお持ちの『**介護保険負担限度額認定証**』にお食事料金とお部屋代の限度額が記載されております。

### 日常生活費とは

個別で行うレクリエーションなどの娯楽費や、理美容代金、歯ブラシなどの生活雑費となります。

### 高額介護サービス費

月々の利用料金の合計額が所得に応じて区分された上限を超えた場合、新潟市等に申請すると超過分が支給されます。

### 社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担額軽減制度

低所得で特に生計が困難である方について、当法人が利用者負担額の一部を軽減する制度です。